（業務規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

五　農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。）に関する事項

六～十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（業務規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

五　農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所に関する事項

六～十一　（略）